

令和4年度第1回

帯広市国民健康保険運営協議会
議事録

日時 令和4年5月30日（月）

午後6時30分～

場所 市役所10階第6会議室

出席委員（12名）

被保険者を代表する委員

平 田 委 員
田中井 委 員
有 塚 委 員
中 谷 委 員

公益を代表する委員

古 田 委 員
佐藤英晶 委 員
外 崎 委 員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

大和田 委 員
大 滝 委 員
宇 野 委 員

被用者保険等保険者を代表する委員

佐藤正美 委 員
石 岡 委 員

帯広市（12名）

下 野 市民福祉部長
五十嵐 市民福祉部保健医療担当参事

城 石 政策推進部税務室収納課課長
山 谷 政策推進部税務室収納課課長補佐

森 川 国保課課長
木 下 国保課課長補佐
能 登 国保課課長補佐
服 部 国保課給付係長
岩 佐 国保課給付係主査
小 出 国保課管理係主任
曾 根 国保課管理係主任補
鈴 江 国保課管理係主任補

傍聴者等（1名）

報道関係者 1名

事務局

ただいまより、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、委員の異動がありましたのでご紹介いたします。

まず、「被用者保険等保険者を代表する委員」については、昨年、高橋委員が退任されております。

北海道被用者保険等保険者連絡協議会より、後任として、北海道新聞社健康保険組合常務理事 石岡様の推薦をいただきましたので、令和3年12月1日付で委員に委嘱しております。

また、「被保険者を代表する委員」について、川西農業協同組合、大正農業協同組合の役員改選に伴い、安田委員と牧野委員が退任されました。

各農業協同組合より、後任として、フレッシュミズ代表リーダーの有塚様、女性部副部長の中谷様の推薦をいただきましたので、令和4年4月27日付で委員に委嘱しております。それでは、新たに就任された、石岡委員、中谷委員に、簡単に自己紹介をいただければと思います。

(委員から自己紹介)

ありがとうございました。

なお、国保の事務を担当しております事務局の職員につきましては、お手元の座席配置図のとおりですので、これをもって紹介に代えさせていただきます。それでは、これより先の議事進行につきましては、外崎会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お晩でございます。お久しぶりでございます。

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も、若干ですけれども減りつつあるようです。見通しがついたわけではないとは思いますが、一般的にはこの時期は役員会や総会の時期ですので、完全ではありませんが、徐々に以前のように開催されるようになってきたのかなと思っております。

マスクやパネルがあり聞こえづらいかもかもしれませんが、皆様のご協力のもと、できるだけスムーズに行えるよう、よろしく願います。

それでは、下野部長からご挨拶をいただきます。

部長

皆さん、お晩でございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様には日頃から、私どもの保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、ワクチン接種をはじめとします、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対策に、多くのご協力に対しまして、お礼を申し上げます。今後も引き続き感染拡大を可能な限り抑制し、帯広市民の生活や経済に及ぼす影響を最小限とするため、国や北海道、関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じてまいりたいと思います。

本日の運営協議会ではありますが、十勝管内での新型コロナウイルス感染症に向けた警戒が依然として必要な状況ではありますが、基本的な感染防止対策を徹底しながら、対面にて開催させていただくことにいたしました。

本日の議題は、令和4年度の保険料率についての諮問となります。

本年度の保険料につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきますが、納付金総額は減少となってきておりますが、被保険者数も同様に減少傾向であることから、全体的に負担がわずかに増加してきており、一人当たりの保険料賦課額では昨年度より約1.5%増として、保険料率の案を取りまとめたところであります。

委員の皆様には、帯広市の国保事業の、一層の健全な運営に向け、忌憚のないご意見やご論議をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

次に、本日委員の出欠についてご報告申し上げます。川上委員が遅れると連絡があったのと、朝日委員がまだみえておりません。

次に、議事録署名委員として、古田委員及び佐藤正美委員を指名いたしますので、よろしく願います。

それでは、議事に入ります。

はじめに、諮問事項 令和4年度 国民健康保険料率について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問事項であります、令和4年度の国民健康保険料率につきまして、説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

令和4年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をしております。

国民健康保険料は一世帯毎に賦課されますが、その内訳は、①の医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、②の75歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち4割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、③の40歳以上65歳未満の「介護2号被保険者」を対象に、介護保険料相当分として国保で集めることになる「介護納付金分」、以上の3つの区分に分かれております。

それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づき賦課されます「所得割」、被保険者一人毎に賦課されます「均等割」、一世帯毎に賦課されます「平等割」の合計により計算されます。

今年度の保険料率のうち、①の医療保険分につきましては、所得割率が7.41%、均等割額 26,010円、平等割額 25,800円、

②の後期高齢者支援金分につきましては、所得割率 2.56%、均等割額 8,690円、平等割額 8,620円、

③の介護納付金分につきましては、所得割率 1.74%、均等割額 9,600円、平等割額 6,910円と算定しております。

これらの保険料率算定の考え方につきましては、2ページ目以降に記載しております。詳細につきましては、担当より説明いたします。

それでは、令和4年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明いたします。資料2ページをお開きください。

まずは、保険料水準の平準化に向けた取り組みです。

都道府県単位化は、北海道内全体で、道内全体の医療費を負担しあう制度であるため、居住する市町村によらず、同じ世帯構成・所得であれば同程度の保険料負担となるよう、保険料水準の平準化を目指すこととされております。

道の方針では令和6年度に保険料水準の平準化を目指すこととされているため、令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、帯広市では、段階的な見直しを進めているところです。

令和4年度につきましては、所得割を49から48、平等割を19から20に改定、均等割につきましては32のまま据え置くこととしてい

ます。

次に、その他の制度改正についてです。

保険料賦課限度額につきましては、国において賦課限度額に達している世帯を全世帯の1.5%程度となるよう見直す方針に基づき、改定されてきました。今年度は医療保険分を2万円、後期高齢者支援金分を1万円、合計で3万円引き上げたことから、帯広市においても同様に改定しております。

次に、未就学児に係る均等割保険料につきましては、その5割が軽減されるものですが、現在も所得に応じて均等割・平等割を減額する法定軽減制度がありますので、既存の法定軽減がされている場合は、その軽減後の未就学児の均等割保険料がさらに5割減額されることとなります。

7割軽減該当世帯の場合、7割軽減の残り3割の、さらに5割を減額するので、8.5割ということになります。

このような前提条件の下、令和4年度の保険料率の算定を行っております。

次に4ページをお開きください。

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分3つの区分の保険料を合算したものが4ページの表の数値となっております。表の中ほどの「一人当たり賦課額」につきましては、138,402円となり、前年度より2,056円、1.51%増の改定となっております。

保険料負担につきましては、納付金総額は減少しましたが、被保険者数の減少幅も大きく、一人当たりの負担は増加しております。

また、保険料賦課割合の変更により所得割の負担が減り、均等割、平等割の負担が増えておりますが、賦課限度額が引き上げられたことにより、世帯構成や所得が前年度と変わらない場合、保険料負担が減少する世帯があります。

その状況につきましては、5ページの「モデルケース別・所得金額別保険料」の表をご覧ください。モデルケース世帯別に令和3年度と令和4年度の保険料を比較したもので、表右側に行くほど所得が高い世帯となります。

資料右側2列の、所得800万円以上の世帯については、賦課限度額の引き上げによりほとんどの世帯で負担増となっておりますが、所得700万円以下の世帯では、所得100万円以下の世帯の一部で微増となる以外は、保険料負担は全体的に減少します。

また、このモデルケース世帯に未就学児はいないものとしていますが、世帯に未就学児がいる場合につきましては、議案2ページ下の表のモデルケースの表のように、保険料負担はさらに減少することになります。

続いて6ページから8ページにかけてが、保険料の積算内訳になりますが、算定の流れが分かりづらい部分がありますので、議案9ページの資料で説明させていただきます。

この資料は、実際の保険料率と標準保険料率の比較のために作成したもので、左から右に保険料率算定の流れを表しておりますので、この資料で説明させていただきます。

まず、道から示された「納付金」31億9,553万6千円がスタートとなります。ここに、保健事業費や保険料還付金などの、個別の歳出2億36万6千円を加算し、国・道からの補助金や一般会計からの繰入金、基金など個別の歳入9億8,231万6千円を減算し、保険料として集めなければならない額、保険料収納必要額、それが19億1,885万2千円になります。

保険料収納率が100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできますが、収納率は100%ではないため、予定収納率92.37%で割り返し、保険料分を膨らませる必要があります。これに一般会計繰入金などで補てんされる軽減・減免額を加えた25億7208万8千円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を賦課割合で按分し、それぞれを賦課標準所得や被保険者数、世帯数で割り返したものが、保険料率となります。

以上が医療保険分の「料率算定のしくみ」ということですが、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の積算のしくみも同様でございますので、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、この資料で標準保険料率との違いにつきまして、ご説明いたします。

標準保険料率は、北海道が納付金と合わせて算定するもので、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね納付金の納付に必要な額を集められるものとして北海道から示されております。その率がページ右下の、所得割8.09%、均等割2万6,126円、平等割2万6,583円になります。標準保険料率は全道で統一的に算定するため、細かな部分で各市町村の実情に合わない部分もありますので、各市町村では、標準保険料率を参考としつつも、独自に保険料率を算定しています。

令和4年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる項目としましては、図の中段、左から2列目の個別の歳入・歳出の内容になります。標準保険料率では国の基準に基づく歳入・歳出のみを計上していますが、実際の算定に当たっては、標準保険料率では算入されていないが交付が見込まれる補助金や帯広市の基金などで、保険料収納必要額を抑制しております。

また、図の中段、4列目の保険料の予定収納率につきましては、標準保険料率では直近3カ年平均の率となっておりますが、帯広市では直近3カ年の最大値である令和2年度実績値を採用し、賦課総額が必要以上に大きく膨らまないよう算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より精緻な保険料率となるよう様々な工夫や配慮を重ねて算定したところでございます。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

〇〇委員

9ページの予定収納率の関係ですけれども、帯広市の実情に合わせ、平成30年度から令和2年度までの過去3年の最大収納率を設定したということですが、他の自治体もそれぞれの実情に応じることなので、必ずしも最大値が実情に合わないという自治体もあると思いますが、あくまでも帯広市としての傾向からすれば、最大値が期待できるという考え方のもとに、この収納率を設定されたのか伺えればと思います。

会長

事務局、お願いします。

事務局

ご質問のありました予定収納率の関係でございます。北海道内の市町村それぞれが判断されていますので、その実情に応じて設定されているものと考えております。北海道が示す標準保険料率の予定収納率を使用するところもあるかもしれませんが、帯広市としては全体の状況は把握しておりませんが、帯広市としましてはできるだけ保険料が上がらないように、直近3カ年の最大値を設定させていただいたところでございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 収納率を高く設定すれば、保険料が少なくて済むという考え方という
ことですが、よろしいでしょうか。
他にありませんか。
よろしいでしょうか。ないようでしたら、諮問どおりに承認すること
でよろしいか、おはかりします。

(異議なしの声)

それでは、諮問案どおり、承認いたします。
その他、委員の皆様から何かありますか。

〇〇委員 議案とは直接は関係ありませんが、今日のニュースで国民皆歯科健
診の話題がありました。まだ先の話ですが、国民全員に歯科健診を行
っていくような話でしたが、帯広市の国保の歯科ドックはもう何年も
前から続けていただいているので大変感謝しております。
本日、国保の歯科ドックの実施要綱が歯科医院に届きました。これ
は、6月から各歯科医院で、国保の方に歯科ドックを実施していくも
のですが、この中に歯科健診のリーフレットが入っていました。
これは帯広市の国保の方に配布するということでしたでしょうか。

事務局 基本的には歯科ドックを受けた方に配布していただきたいのです
が、もちろん国保の方にも配布していただけると助かります。

〇〇委員 来た方にお渡しするイメージですね。
よくできた資料でしたので、市民全員に配布したいと思ったくらい
でした。我々もできるだけ協力して、配布するようにしますが、有効
活用していただければなと思ったところです。

会長 ありがとうございます。他にありませんか。
ないようですので、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

事務局 委員の皆様の任期についてでございますが、令和4年6月30日を

もちまして、任期が満了となります。

つきましては、今後改選に向けた事務手続きを出身団体等と進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次回、令和4年度第2回の国保運営協議会の日程につきましては、9月の上旬を予定しております。

それではここで、改選期を迎えるにあたりまして、下野部長よりご挨拶を申し上げます。

部長

本日は皆様、ありがとうございました。本年6月30日に、帯広市の国民健康保険運営協議会委員の改選期を迎えるにあたりまして、委員の皆様へ一言お礼を申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、高齢化や医療の高度化に伴う、一人当たり医療費の増加に加え、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などで被保険者数は減り続けております。保険料負担が重いという構造的な問題に変わりはなく、大変厳しい状況が続いていく中で、帯広市といたしましても、新たな運営方針を注視しながら、北海道と一体となって着実な事業運営に引き続き努めてまいりたいと思っております。

令和元年7月以来、委員の皆様には、本協議会のために、時間を割いていただき、貴重なご意見や、ご指摘を数々頂戴いたしました。

改めまして、感謝を申し上げます。

最後になりますが、これまでの3年間、運営協議会の委員を務めていただきましたことに対しまして、お礼申し上げまして、簡単ではございますが、改選期を迎えるにあたりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様、本当に、ありがとうございました。

会長

それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。